

公益財団法人日植柴田財団 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日植柴田財団（以下「本法人」という）定款第 14 条及び第 30 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 24 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する、交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支払)

第 3 条 本法人は、評議員及び役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、評議員会の出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 3 役員に対し理事会の出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 4 本法人は、評議員及び役員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、評議員及び役員は別表 2 に定める報酬を辞退することができる。

(報酬等の支給日)

第 4 条 役員及び評議員の報酬は、原則、理事会又は評議員会の当日に支払うものとする。ただし、当該月分の報酬額をまとめて毎月一定の定まった日に支払うこともできる。

- 2 毎月一定の定まった日に支払う場合に、報酬の支給日が休日にあたる時は、その日前の最も近い平日に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第 5 条 本法人の理事の報酬総額は、別表 1「理事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、

各理事に対する報酬の額は、別表 2「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

2 本法人の監事の報酬総額は、別表 3「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表 2「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

3 本法人の評議員の報酬総額は、定款第 14 条第 1 項に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表 2「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

(費用)

第 6 条 役員等がその職務遂行にあたって負担した費用については、別に定める旅費規程に基づき支払う。

(公表)

第 7 条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

第 8 条 この規程の改定は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日植柴田財団の設立の登記の日から施行する。

別表 1

理事の年間報酬総額 500,000 円

別表 2

役員等の会議出席等に係る報酬

理事会又は評議員会への出席等の都度一人一律 5,000 円（源泉徴収税控除後の金額）

別表 3

監事の年間報酬総額 150,000 円